

株式会社エコ・ディスタンスに行った行政処分の取消し

令和7年10月8日に株式会社エコ・ディスタンスに対して行った産業廃棄物処分業許可の取消処分の取消しを行いました。

記

〈行政処分の取消し〉

1 被処分者

- | | |
|----------|---|
| (1) 住所 | 群馬県前橋市富士見町1659番地4 |
| (2) 名称 | 株式会社エコ・ディスタンス 代表取締役 杉澤 養康 |
| (3) 事業区分 | 産業廃棄物処分業許可
(許可番号：前橋市第11420166200号) |
| (4) 取扱品目 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上8種類） |

2 取消処分取消年月日

令和8年3月19日

3 理由

株式会社エコ・ディスタンスの取締役が役員として在籍する株式会社ジャパンクリーンは、令和7年9月24日付けで群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処理施設設置許可の取消処分（以下「県取消処分」という。）を受けた。

本市は、県取消処分を踏まえ、株式会社エコ・ディスタンスは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号ニ（同号イ（同法第7条第5項第4号ホ））に規定する欠格要件に該当するに至り、同法第14条の3の2第1項第3号に該当することを理由に、令和7年10月8日付けで同社の産業廃棄物処分業許可を取り消した。

しかしながら、令和8年2月5日付けで東京高等裁判所が、第1審判決の言渡しまでの間、県取消処分の効力を停止する決定をしたことにより、本市許可取消処分決定を維持することが適当でなくなったため、令和8年3月19日をもって、その効力を終了させる。